

# 真壁小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、ある児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

## 2 基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心に学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸張することができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

本校では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するため、いじめ防止基本方針を定める。

## 3 いじめの基本認識

いじめについては、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ものであることを十分認識するとともに、特に、以下の点を踏まえ、適切に対応する必要がある。

- ①「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つこと。
- ②いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと。
- ③いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること。
- ④いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること。
- ⑤家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること。

#### 4 具体的ないじめの態様（例）

- ①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤金品をたかられる
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等
- ⑨性的いたづらをされる

※犯罪行為として取り扱われるべきと認められるもの、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものは、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

#### 5 いじめ防止のための校内組織

いじめ防止等に組織的に対応するため、いじめ防止対策委員会を設置し、基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。必要に応じて委員会を開催する。構成員は以下のとおりとする。

＜校内構成員＞ 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、学級担任、その他関係職員

＜校外構成員＞ 教育委員会指導主事、民生委員、児童委員、スクールカウンセラーその他関係機関の助言者等

#### 6 いじめの未然防止の取組

いじめを防止するには、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取組を行うことが最も有効な対策である。そのためには、児童一人一人の自己有用感を高め、認め合える風土を醸成していくことが大切であるため、以下の事項に重点的に取り組む。

（１）学び合い高め合う授業づくり・・・「すべての児童が参加・活躍できる授業」

- ① 基礎的・基本的事項の定着
- ② 意見を発表し合える場面を設定することで言語活動の充実を図る。

（２）学習規律の確立

- ① 一分前着席、黙想の徹底
- ② 正しい姿勢
- ③ 発表の仕方、聞き方

（３）支持的風土の学級・学校づくり

- ① 話し合い活動、学級会活動の充実

- ② 居場所づくり、絆づくり
- ③ 豊かな体験活動の設定
- ④ 6年間を見通した体系的・計画的な学級作り

(4) 社会体験、自然体験、交流体験の充実

(5) 児童会活動の充実

- ① 学校行事の主体的な運営
- ② 縦割り班活動の充実
- ③ 委員会活動の充実

(6) 人権教育、道徳教育の推進

- ① 一人一人のよさや違いを認め合える学級経営
- ② 「考え、議論する道徳」の授業の実施
- ③ 毎月一回の人権の日の取り組み

## 7 校内研修との連携

いじめ防止法第18条の規定により、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他のいじめの防止等のための対策に関する教職員の資質の向上に必要な措置を計画的に行うため、年間計画に位置づけて校内研修を実施する。重点的に実施する校内研修の対象は、以下の通りである。

- ① 学校いじめ防止基本方針および上位法の理解
- ② いじめ防止の対策と取組
- ③ いじめの早期発見の対策と取組
- ④ いじめへの対処の対策と取組
- ⑤ 組織的体制の構築と機能の対策と取組
- ⑥ 家庭や地域との連携の取組
- ⑦ 関係機関との連携の取組

## 8 地域や家庭、関係機関との連携

いじめ防止法第3、8、17、27条等の規定により、学校に在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校の内外を問わずいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、学校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処するようにする。重点的に取り組む項目・内容は、以下の通りである。

- ① 本基本方針を周知し、地域や保護者の理解を得ながら、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるようにする。
- ② 家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図るようにする。

- ③ 学校、PTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、開かれた学校づくり推進委員会等を活用したりするなど、地域と連携した対策を推進するようにする。
- ④ 学校警察連絡協議会での情報交換・共有を通じて、児童の状況や対策等について協議を行うようにする。また、児童を対象とした非行防止教室や情報モラル講習会等を実施し、インターネットを利用したいじめの防止を図る。
- ⑤ 児童相談所や福祉部局等とサポート会議等を開催し、児童の状況や対策等について協議し、連携した支援の充実を図る。また、連携する際の手順等をまとめ、連携の具体化や共有化をスムーズに実現できるようにする。
- ⑥ 法務局と連携し、いじめに関する相談窓口の周知や、人権擁護委員と連携した啓発活動を行うようにする。

## 9 いじめの早期発見の取組

早期発見の基本は、児童のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。併せて定期的な面談や各種調査を併用する。なお、調査結果等の分析に基づく効果的な対応と検証を行うものとする。

### (1) 朝・帰りの会や授業中などの観察

- ① 出席をとるときの声、表情
- ② 健康観察、保健室等での様子

### (2) 個人面談の実施

- ① 教育相談週間の設定（5月、12月）

### (3) なんでも相談アンケートorなかよしアンケートの実施（交友関係・いじめ調査）

- ① 毎月実施

### (4) i - c h e c k による学級生活状況調査

- ① 5月実施（予定）

### (5) スクリーニング会議の開催（7月、12月）

## 10 発見した、いじめへの組織的な対応

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、校長のリーダーシップのもと、「いじめ防止対策委員会」が中心となり、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消までを行う。なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、糸満市教育委員会と連携を図り、糸満警察署と相談して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

(1) いじめ問題の対処の流れ・・・別紙「いじめの対応(全体図)」参照

いじめ対応マニュアルより抜粋（沖縄県教育庁義務教育課）

※アンケートをとったらすぐに確認・対応

※3ヶ月以上の見守りでいじめの解消となる。

※授業を自習にしてでも即対応の場合もある。

①被害児童への対応 ※徹底的に守り通す

- ア 潜在化しているいじめの行為を敏感に察知し、適切な対応を通して信頼を得られるよう努め、安心感を与える。
- イ 被害を受けた児童の安全を確保するとともに、本人の訴えを本気になって傾聴し、守り通す姿勢を示す。 ※「重大事態」に発展させない
- ウ 被害を受けている児童に対して、良い点を認め励まし、自分の持っている能力を学校生活の中で伸ばせるよう根気強く指導し、自信を持たせる。
- エ 学校生活の中で学級内の座席、係活動や当番活動などのグループ編成に配慮し、何でも話し合えるような雰囲気作りに努め、人間関係の改善充実を図る。
- オ 自己理解を深め、課題克服、自立への支援を行う。

②加害児童への対応 ※いじめが完全になくなるまで継続的に指導する

- ア いじめを完全にやめさせるという姿勢で臨む。
- イ いじめの事実関係、きっかけ、原因などの客観的な情報を収集、メモを取る。
  - ・何があったのか？ ・どんなことから？ ・いつ頃からか？ ・どこで？
  - ・どんな気持ち？ ・どんな方法で？ ・誰が（命令）したのか？ ・複数？ 等
- ウ 不満・不安等の訴えを十分聴くとともに、いじめられた児童の立場になってよく考えさせ、自分がやったことの重大さに気づかせる。
- エ 相手に与えた苦しみ、痛みにつづかせる。
- オ 課題解決のための支援を行い、自分自身の力で解決する方法を考えさせ努力させる。
- カ 学級活動を通して、役割・活動・発言の場を与え、認め、所属感、成就感を持たせるとともに、教師との信頼関係を構築する。
- キ 場合によっては、出席停止等の措置も含め、毅然とした指導を行う。
- ク 必要な場合は、警察等関係機関と連携し対応する。

③いじめの観衆・傍観者への対応

- ア はやし立てることなどは、いじめの行為と同じであることを理解させる。
- イ 被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気づかせる。
- ウ いじめは他人事でないことを理解させる。
- エ いじめを知らせる勇気を持たせる。

オ 傍観は、いじめの行為への加担と同じであることに気づかせる。

## (2) いじめ対応の留意点

- ① いじめを発見した場合は、被害児童の安全を確保するとともに校長に報告する。
- ② 校長は、いじめの報告を受けた場合は、いじめ防止対策委員会を招集し、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取り等を行い、その後の対応方針を決定する。
- ③ いじめられた児童のケアは、養護教諭やスクールカウンセラー、その他専門的な知識のある者と連携した対応を図る。
- ④ いじめが確認された場合は、被害・加害児童ともに保護者に事実関係を伝え、保護者への助言を行いながら家庭と連携を図り問題の解決にあたる。また、事実確認により判明した情報は適切に提供する。
- ⑤ 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童についていじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を取る。
- ⑥ 校長は、児童がいじめを行っている場合に教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童に対して懲戒を加える。
- ⑦ いじめの問題への対応は、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に対処できる児童の育成をめざしたものとする。

## 11 検証と評価

いじめ防止法第34条の規定により、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価を行うようにする。

特に、いじめの問題を取り扱う学校評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童の状況を十分踏まえて改善に取り組むようにする。また、いじめの問題を取り扱う教員評価においては、いじめの有無や多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるようにする。重点的に評価する項目・内容は以下の通りである。

### ① いじめの防止およびいじめの早期発見の取組状況

在籍する児童に対する定期的な調査の実施状況、在籍する児童およびその保護者並びに当該学校の教職員がいじめにかかわる相談を行うことができる体制など。

### ② いじめへの対処の取組状況

いじめの訴えがあった場合の事実確認と糸満市教育委員会への報告状況、いじめを受けた児童またはその保護者に対する支援状況、いじめを行った児童に対する指導状況、いじめを行った児童の保護者に対する助言状況など。

### ③ 組織的体制の機能と組織的取組の状況

いじめ防止委員会の活動状況、教職員の協力・指導体制の状況、犯罪行為に該当するいじめを発見した場合の警察との連携状況、家庭や地域、関係機関との連携の取組状況など。

## 12 「いじめの解消」とは

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ① いじめにかかる行為の解消：被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この**相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする**。ただし、いじめの被害の重大性が等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと：いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## 13 重大事態への対処

いじめ防止法第28条の規定により、本校は、次に掲げる事態（以下「重大事態」）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、本校又は糸満市教育委員会の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

「重大事態」に該当するいじめとは、次のようなものをさす。

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

なお、本校において重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う組織を以下の通り置くものとする。

### （1）基本構成員

- |             |              |       |
|-------------|--------------|-------|
| ①校長（委員長）    | ②教頭（副委員長）    | ③教務主任 |
| ④生徒指導主任     | ⑤教育相談担当      | ⑥養護教諭 |
| ⑦スクールカウンセラー | ⑧市教委スーパーバイザー |       |
| ⑨PTA会長      | ⑩民生委員        |       |

①～⑥は、校長（委員長）により、事案に応じて会議の参加を依頼する。また、事

案に応じて、校長（委員長）より、専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者に参加を依頼する場合がある。

## （２）役割の内容

### ①重大事態に係る調査主体

ア 重大事態が発生した疑いがあると認めるときに、学校は、直ちに糸満市教育委員会に報告し、糸満市教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断するようにする。

イ 学校が主体となって行う場合と、糸満市教育委員会が主体になって行う場合が考えられるが、学校が調査主体となる場合は、（１）のメンバーを中心に、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。当該調査の公平性・中立性を確保するように十分に留意するようにする。

### ②事実関係を明確にするための調査の実施

ア 民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない。学校と糸満市教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るようにする。

イ 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったかなどについて事実を明確にする。それを軸に、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったかについて明確にする。また、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的（初動段階からその時点まで）に整理して記録するようにする。

ウ 学校は、事実を明確にし、糸満市教育委員会及び関係機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組むようにする。なお、事案の重大性を踏まえて、糸満市教育委員会など関係機関と適切に連携したりして対応に当たるようにする。

エ いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。その際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査を実施するようにする。

オ 調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止めるようにする。また、いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をするようにする。

カ 児童の入院や死亡など、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合には、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手するようにする。

### ③その他留意事項



ア 学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合が想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得る。その際には、第 28 条第 1 項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、第 23 条第 2 項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うようにする。

イ 重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もあり、十分に留意するようにする。

ウ 糸満市教育委員会及び学校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意するようにする。

#### ④調査結果の提供及び報告

ア 学校は糸満市教育委員会と確認しあいながら、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。なお、情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で経過報告をするようにする。

イ 情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するようにする。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようにならないようにする。

ウ 質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置を講じるようにする。

エ 調査結果の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又は保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて糸満市長等に送付するようにする。

※いじめのによる自殺等があった場合は、国に報告する必要がある。

(R 5 年 4 月から適応)